

**令和 8 年度秦野市企業版ふるさと納税業務支援サービス委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名称

令和 8 年度秦野市企業版ふるさと納税業務支援サービス委託

2 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

なお、仕様書における業務内容は、基本的事項を示したものであり、本プロポーザルで決定した受託者の企画提案に基づき調整するものとする。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

4 参加資格

- (1) 過去、本業務の公募開始までに完了した、地方公共団体が発注する本業務と同種の業務を受注した実績があること。
- (2) 秦野市暴力団排除条例（平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日条例第 1 8 号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

5 プロポーザルの日程

No	項目	期間等
1	公募開始	令和 8 年 6 月 30 日（火）
2	参加申込み提出期限	令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時まで
3	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 7 月 7 日（火）まで
4	質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時まで
5	質問書への回答	令和 8 年 7 月 15 日（水）
6	企画提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時まで
7	書類審査の実施	令和 8 年 7 月 27 日（月）から 令和 8 年 8 月 5 日（水）の予定
8	審査結果通知の発送	令和 8 年 8 月上旬
9	契約の締結	令和 8 年 8 月中旬

※ この日程は、変更となる場合があります。

7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申出書（様式１）

イ 参加者概要書（様式２）

※会社パンフレット等の添付を可とする。

ウ 過去、本業務の公募開始までに完了した、地方公共団体が発注する本業務と同種の業務を受注した実績があることを証する書類（契約書の写し等）

(2) 提出期限

令和８年７月３日（金）午後５時まで

(3) 提出先

秦野市政策部総合政策課

（メール：seisaku@city.hadano.kanagawa.jp）

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること（押印不要）。メールの表題を「プロポーザル申込み（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話（開庁日の午前８時３０分から午後５時まで）を行うこと。

(5) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果通知書を令和８年７月７日（火）までに参加者全員に対し、電子メールにより通知する。

8 質問書の受付及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

任意様式

(2) 提出期限

令和８年７月１０日（金）午後５時まで

(3) 提出先

秦野市政策部総合政策課

(メール：seisaku@city.hadano.kanagawa.jp)

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。メールの表題を「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）を行うこと。

(5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和8年7月15日（水）までに、一括して本市のホームページ上で行う。

9 企画提案書の提出

企画提案書は、次により書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

ア 正本（様式3を表紙とする。事業者名を記載）

イ 副本（様式4を表紙とする。事業者名を記載しない）

(2) 提出部数

ア 正本1部（クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版）

イ 副本4部（〃）

(3) 提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時まで

(4) 提出場所 秦野市政策部総合政策課
(秦野市桜町一丁目3番2号 本庁舎5階)

(5) 提出方法 持参又は郵送（期限必着）

(6) 企画提案書の内容

次の事項について簡潔に記載すること。

ア 実施体制

イ スケジュール（業務実施フロー等）

ウ 寄附企業の選定方法

エ これまで実績及び内容

オ 委託料率

(7) 注意事項

ア 企画提案書は、表紙を除き、A4版用紙5枚以内（両面10ページ以内）にまとめること。

なお、テーマごとのページ配分は自由とする。

イ 企画提案書は、文字は読みやすい大きさ（１２ポイント以上）とすること。また、引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

ウ 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者負担とする。

(8) 提出書類の取扱い

ア 企画提案書は、返却しないものとする。

イ 提出後の書類の差し替え、追加は認めない。

ウ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製することがある。

エ 本市に提出されたものは、選定以外の目的で使用しない。

オ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成１７年１０月４日条例第１４号）に基づき提案書を公開することがある。

１０ 審査

本プロポーザルのために組織した選定委員会が、次の項目に基づきそれぞれ５段階で評価し、委員の点数を合計した総得点により、受注候補者を選定する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×１.０	配点×０.８	配点×０.６	配点×０.４	配点×０.２

(1) 審査基準

	審査項目	評価の視点	配点
1	実施体制	● 業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	30
2	スケジュール	● 現実的で無理のないものになっているか。	10
3	業務遂行能力	● 本業務と同種又は類似する業務を地方公共団体から受注し、適正に実施しているか。 ● 仕様書の業務内容に対応しているか。 ● 寄附企業の選定は適切か。	30
4	委託料率	● 提案内容に対して適切な委託料率になっているか。 ※ 評価は、A～Cで行うもの。	20
5	その他	● 本業務に生かせる独自の強みが示されているか。	10
合 計			100

(2) 合格基準点は、審査基準の合計点数１００点×選定委員会の委

員数で算出される総得点の 6 割とし、合格基準を満たす全ての事業者と契約交渉を行うものとする。

- (3) 参加者が 1 者で、総得点が合格基準点以上の場合は、その 1 者を受注候補者とする。

1 1 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和 8 年 8 月上旬に提案者全員に文書で通知する。

なお、審査結果は評価の公正性、透明性等を示すため、受注候補者以外の参加事業者名を伏せて市ホームページ上で公表する。

1 2 資格の喪失

- (1) 正当な理由なく契約締結をしないとき
- (2) 参加資格を満たさないことが分かったとき
- (3) 提出書類に虚偽の内容があったとき
- (4) 提案書の委託料率が上限（20%）を上回ったとき
- (5) その他本要領に違反することが分かったとき

1 3 その他留意事項

- (1) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効とする。
- (3) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のため、ヒアリングを実施する場合がある。

1 4 問い合わせ先

秦野市政策部総合政策課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5101（直通）

FAX 0463-84-5235

E-mail seisaku@city.hadano.kanagawa.jp